九州森林管理局における発注関係事務に係るガイドライン

平成２７年１２月

九州森林管理局

九州森林管理局における発注関係事務に係るガイドライン

Ⅰ　ガイドラインの位置づけ

改正品確法及び同法第２２条に基づく運用指針等を踏まえ、**九州森林管理局において発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や選択すべき入札契約方式等について取りまとめ、森林土木工事の更なる品質確保と中長期的な担い手の育成・確保等に対して適切な運用を図ることを目的とする。**

Ⅱ　発注関係事務の適切な実施

１　予定価格の適正な設定等

(1) 地域の実情及び予算や工事工程等を考慮した発注ロットの設定
(2) 現場の実施に即した施工条件による適切な設計図書の作成と積算内容との整合性の確保
(3) 積算に用いる価格と実際の取引価格とが大きく乖離することがないよう、資材等の実勢価格を適切に反映

２　計画的な発注

発注見通しの迅速かつ適正な公表と発注や施工期間等の平準化

３　適切な設計変更等

(1) 発注者と受注者との協議の迅速化
(2) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状況が一致しない場合の迅速かつ適切な設計変更の実施

Ⅲ　工事の適正な実施と担い手の育成

１　社会保険等への加入の徹底

下請業者を含め、社会保険等未加入業者との契約締結禁止及び排除

２　若手や女性が働きやすい現場環境の整備の促進

企業における若手や女性が働きやすい現場環境の整備等の取り組みを適切に評価

Ⅳ　多様な入札及び契約の方法等

１　多様な入札及び契約方法の選定

発注する工事の性格、地域の実情等に応じて適切な入札及び契約方法を選択

２　企業の施工能力の適切な評価

(1) 入札参加資格要件の適切な設定
(2) 総合評価落札方式における企業及び技術者の施工能力を更に適切に評価

３　公平性、透明性を確保した企業の評価

公平性、透明性の確保と不正行為の排除

九州森林管理局における発注関係事務に係るガイドライン

Ⅱ　発注関係事務の適切な実施

１　予定価格の適正な設定等

(1) 地域の実情及び予算や工事工程等を考慮した発注ロットの設定

工事の規模や労働の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域や予算や工事工程等を考慮し、地域の実情等に応じた適正な発注ロットとなるよう取り組む

(2) 現場の実態に即した施工条件による適切な設計図書の作成と積算内容との整合性の確保

設計図書（仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）についても施工条件の明示等を適切に行う

また、施工条件明示のポイントを整理し、設計図書を作成する段階でチェックリスト等を活用して確認する

(3) 積算に用いる価格と実際の取引価格とが大きく乖離することのないよう資材等の実勢価格を適切に反映

予定価格算定に使用する資材等の単価については、見積もりの聴取などにより実勢価格を適切に把握し、反映させることとし、実際の取引価格と予定価格とに大きな乖離が生じないようにする

さらに、現場の実態に応じて必要な仮設工事や資材の小運搬等を適正に積算に盛り込み、現場の施工条件を的確に予定価格に反映する

２　計画的な発注

発注見通しの迅速かつ適正な公表と発注や施工期間等の平準化

工事の発注見通しを迅速かつ適正に公表する

国庫債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの予算執行（早期発注）の徹底等により工事完成時期の年度末への集中を避けるとともに、施工時期等の平準化を踏まえた工事の発注に取り組む

九州森林管理局における発注関係事務に係るガイドライン

Ⅱ　発注関係事務の適切な実施

３　適切な設計変更等

(1) 発注者と受注者との協議の迅速化

受注者からの問い合わせ等に対しては、即日対応あるいは適切な期限までに対応することとし、即日回答が困難な場合には、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ回答期限を予告するなど、次の段取りができるような回答をその日のうちに行う。

(2) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合の迅速かつ適切な設計変更の実施

当初に想定しない事象が発生した場合等必要に応じて受発注者双方の関係者が一堂に会して対応方針等を協議する会議等（※「工事円滑化会議」）を開催することを検討する。

※「工事円滑化会議」とは？

目　的：設計変更手続きの透明性と公正性の向上と迅速化を図る

内　容：受発注者が一堂に会して設計変更等の対応方針を協議する

組　織：発注者→署長、次長、総括治山技術官、総括森林整備官、監督職員等

受注者→代表取締役等、主任技術者、現場代理人等

工　事：特記仕様書等に円滑化会議の対象工事であることを明記

開　催：受発注者いずれかの発議により適時開催

（起工測量終了時点での開催等）

その他：現地条件の確認が必要な場合は適宜現場にて会議を開催

九州森林管理局における発注関係事務に係るガイドライン

Ⅲ　工事の適正な実施と担い手の育成

1　社会保険等への加入の徹底

下請業者を含め、社会保険等未加入業者との契約締結禁止及び排除

定期（随時）の競争参加資格審査の際に、社会保険等未加入業者の申請を受け付けない

個別の発注工事において設定する競争参加資格要件において、社会保険等未加入業者には競争参加資格を認めない等、健全な競争入札環境を構築する観点から、社会保険等未加入業者を元請け業者から排除している

受注者は、下請契約に先立って選定の候補となる建設企業について、社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにも関わらず未加入である場合には、発注者は、下請業者が早期に加入手続きを進めるよう受注者を指導する

2　若手や女性が働きやすい現場環境の整備の促進

企業における若手や女性が働きやすい現場環境の整備等の取り組みを適切に評価

若手や女性の労働力を積極的に雇用する対策に取り組んでいる企業や、若手や女性が働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を適正に評価し、新たな労働力の確保と技術者の育成を促進させることとする

- 若手や女性の入職の促進
- 早期離職者の減少

- 建設業の繁栄
- 地域雇用の増大
- 地域の活性化

九州森林管理局における発注関係事務に係るガイドライン

Ⅳ　多様な入札及び契約の方法

１　多様な入札及び契約の方法等

発注する工事の性格、地域の実情に応じて適切な入札及び契約方法を選択

発注者は、発注する工事の性格、地域の実情等に応じて適正な入札及び契約の方法を選択する。

今後、工事の内容等により、構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計と施工と一括して発注する「設計・施工一括発注方式」や継続的に実施する業務・工事に関して複数年度にわたり一つの契約により発注する「複数年契約方式」による入札及び契約の実施についても必要に応じて検討する

２　企業の施工能力の適切な評価

(1) 入札参加資格要件の適切な設定

入札参加要件については、工事の性格、地域の実情等を踏まえ設定することを基本に若手技術者の登用を考慮し、主任技術者の施工実績の要件を緩和する（※「若手技術者配置型入札契約式」）など、競争性の確保に留意しつつ適切な競争参加資格の設定に努める

※「若手技術者配置型入札契約方式」とは？

目　的：若手技術者の積極的な登用と優秀な技術者の確保・育成の促進を図る

内　容：配置予定技術者の要件に年齢制限（４０歳未満）を設ける

　　会社に同種工事の実績があれば配置技術者には同種工事の実績を求めない

工　事：高度な技術を要しない工事を選定して試行的に実施

その他：早期の工事発注等により入札不調や競争力の低下を防ぐ

九州森林管理局における発注関係事務に係るガイドライン

Ⅳ　多様な入札及び契約の方法

２　企業の施工能力の適切な評価

(2) 総合評価落札方式における企業及び技術者の施工能力を更に適切に評価

総合評価落札方式簡易型では、発注者が示す標準的な仕様や工事の技術特性、自然条件、社会条件等に応じて、**発注者が課題として示す事項に対する企業自らの技術提案（施工計画）を求め**、企業における工事の品質向上を図る能力を評価する

技術提案の評価に当たっては、中立かつ公正な立場から判断できるよう九州森林管理局において**技術審査会を開催して適切に審査、評価**し、発注者である森林管理(支)署長にその結果を報告する

技術提案書作成にあたっての条件等

内　容：工事の目的、工事箇所、工期、工事概要等について記載

標準案：標準仕様書及び関係機関との協議内容に基づいた方法での施工を標準とする

留意点：当該工事の地域条件、地形条件、配慮事項等を踏まえた課題を設定

「施工方法」「工程管理」「品質管理」ごとに提案を求めて評価

３　公平性、透明性を確保した企業の評価

企公平性、透明性の確保と不正行為の排除

談合等の不正行為については、当該不正行為を行った者に対し、指名停止等の措置を厳正に実施するとともに、違約金特約条項等により談合の結果として被った損害額の賠償の請求に努めるなど、発注者の姿勢を明確にする

九州森林管理局における総合評価落札方式の項目の見直し

１　簡易型における技術提案の各評価項目の評価基準を見直し

現行：治山、林道工事標準仕様書に示された施工方法について優位な工夫がみられる（3.0）
治山、林道工事標準仕様書に示された施工方法を具備にしている（0.0）
治山、林道工事標準仕様書に示された施工方法を具備していない（-2.0）

改正：施工の方法に係る課題に関する提案内容は適切であり、設定している標準案以上の工夫が複数見られる（2.0）
施工の方法に係る課題に関する提案内容は適切であり、設定している標準案以上の工夫が見られる（1.0）
施工の方法に係る課題に関する提案内容は適切であるが、設定している標準案以上の工夫が見られない（0.0）

注）工程の管理、材料の品質管理についても同様に見直し

２　工事の手持ち状況の評価項目を新設

新設：当該工事種別の局管内での当該年度契約額÷当該工事種別の過去５年間の九州局内平均施工額が1.0未満（1.0）
当該工事種別の局管内での当該年度契約額÷当該工事種別の過去５年間の九州局内平均施工額が1.0以上（0.0）

３　企業による若手技術者等の確保・育成への取組状況の項目を新設

新設：ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟの受入れや合同説明会等への出席、各種資格取得支援等若手技術者等の確保・育成に取り組んでいる（1.0）
若手技術者等の確保・育成に関する取り組みをしていない（0.0）

九州森林管理局における総合評価落札方式の項目の見直し

４　国有林の林道等の維持修繕業務の実績の項目を新設

新設：九州森林管理局内において過去3カ年以内に国有林の林道等の維持修繕業務の受注実績がある（1.0）
九州森林管理局内において過去3カ年以内に国有林の林道等の維持修繕業務の受注実績がない（0.0）

５　標準型、省略型の配点を一部見直し

標準型：①局署等発注工事における工事成績評定の過去２年間の平均点　　５点　→　３点
②本店又は支店、営業所の所在地　　２点　→　１点

簡易型：①局署等発注工事における工事成績評定の過去２年間の平均点　　５点　→　４点
②本店又は支店、営業所の所在地　　２点　→　１点
③過去１５年間の管内での森林土木工事の施工実績の有無　　２点　→　１点

６　民有林直轄治山用の評価基準及び配点を新設

【評価項目】過去２年間の災害協定等に基づく活動実績

民直以外：九州森林管理局長との国有林防災ボランティア協定に基づく活動実績がある（2.0）
上記以外の活動実績がある（1.0）
活動実績がない（0.0）

民　　直：活動実績がある（2.0）
活動実績がない（0.0）